

様式第9号（第11条関係）

許 可 証

6つくば環衛第899号

令和7年(2025年)3月28日

住 所 茨城県ひたちなか市大字津田 2554 番地の2

申請者 氏 名 勝田環境 株式会社

代表取締役 望月 福男

つくば市長 五十嵐 立 青



令和7年(2025年)1月16日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

許 可 番 号	01021
営 業 所 の 名 称	勝田環境 株式会社
営 業 所 の 所 在 地	茨城県ひたちなか市大字津田 2554 番地の2
取扱廃棄物の種類	廃家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）
処 理 区 分	収集運搬（積替保管を除く）
営 業 区 域	収集運搬の区域：つくば市内全域 廃棄物の処分先：株式会社カッタ （ひたちなか市高野 1968-2）
許 可 期 間	令和7年(2025年)4月1日から 令和9年(2027年)3月31日まで
許 可 条 件	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」、その他関係法令を遵守するほか、市長の指示・指導に従うこと。
手 数 料	金7,000円（許可申請手数料）